

運行管理規程

有限会社 三芳野タクシー

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は旅客自動車運送事業運輸規則第48条の2の定めるところにより、事業用自動車の運行の安全確保及び車両の適正な運用に関する業務基準を定め、輸送の安全及び旅客の利便を確保することを目的とする。

(義務)

第2条 管理責任者および従業員は就業規則等の規程による他、本規程により各職場の秩序を守ると共に業務上の職責完遂に努め事故防止の徹底を期さなければならない。

(運行管理者の選任)

第3条 道路運送法第23条の規程に基づき統括運行管理者、運行管理者及び補助者を選任する。

- (1) 運行管理者の選任に当っては、運輸規則第48条の5に定められた資格要件に該当し、運行管理資格者証を有する者の中から、社長が任命する。解任の場合もまた同じ。
- (2) 補助者の選任に当っては、運行管理者が選考のうえ推薦し、社長が任命する。解任の場合もまた同じ。
- (3) 運行管理者の定数は、各営業所ごとに運輸規則第47条の2の規程に基づく数以上とする。補助者については、若干名とする。
- (4) 運行管理者を選任したときは、15日以内に運輸支局長に届け出るものとする。またこれを変更したときも同じ。
- (5) 運行管理者の業務分掌は、運輸規則第48条に定められた事項を主務とする。

(業務組織)

第4条 運行管理業務の職制は次のとおりとする。

- (1) 統括運行管理者は、その所属する営業所の運行管理を統括する。
- (2) 運行管理者は、統括運行管理者を補佐し運行管理業務を処理する。また、補助者として選任された者に対して指導及び監督を行う。ただし、重要な事項については、統括運行管理者の指示により処理する。
- (3) 補助者は、運行管理者を補佐し運行管理業務を処理する。ただし、重要な事項については、運行管理者の指示により処理する。

(勤務)

第5条 運行管理者又は補助者は、営業車の運行中は必ず営業所に在って管理に当らなければならない。

- 2、運行管理者は、職場を離れる場合は、補助者に業務の引継ぎを行ないその代行をさせると共に、常に所在を明らかにしておかななければならない。

(権限の付与)

第 6 条 運行の安全を確保するため、事業者の行なう業務を定め、運行管理者に対し定められた業務を遂行するに十分なる権限を与え、安全確保に万全を期するものとする。

第 2 章 事業者の安全確保に関する業務

(研 修)

第 7 条 運行管理者は運輸支局長の行なう研修もしくは国土交通大臣が認定する講習を必ず受講しなければならない。

(乗務員の確保)

第 8 条 運転者の数は公休、休暇、その他過労防止等を考慮して予備員を確保する。

(運転者の採用)

第 9 条 運転者の採用に当っては「旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令」による適格者を採用する他次の基準により行なう。

- (1) 採用選考は学科試験、運転技術試験、面接試験、身体検査等により行なう。
- (2) 採用選考は、その所属する営業所の長、運行管理者及び担当役員が行なう。
- (3) 採用選考の具体的基準は次による。

(イ) 受験資格

受 験 資 格	内 容	備 考
年 齢	満 2 2 歳以上、満 6 2 歳未満	
学 歴	不問	
運転免許	大型第 2 種運転免許取得者	
そ の 他	坂戸市、鶴ヶ島市、近隣市町村居住可能な方	

(ロ) 採用試験要領

技術試験	学科試験	身体検査	面接試験
運転技術の適正	常識、法規、構造 地理	身体的適性	総合的にバス運転者並びに当社員としての適格性

(乗務員の教育)

第 10 条 新規採用運転者に対しては、関係法令、就業規則、服務規律および必要な技能知識を教習した後乗務させる。

2、運転者に対しては、年間教育計画に基づいて教育を実施する他必要に応じて随時実施する。

(乗務員服務規律の制定)

第 11 条 運輸規則第 41 条の規程に基づき乗務員服務規律を制定する。乗務員には、就業規則の他服務規律を遵守させる。

(揭示事項)

第 12 条 運輸規則第 5 条により、次に掲げる事項を営業所において公衆に見やすいように表示しなければならない。

- (1) 運賃及び料金並びに運送約款
- (2) 事業者及び当該営業所の名称
- (3) 当該営業所に係る運行系統
- (4) 当該営業所に係る運行系統ごとの運行回数、始発及び終発の時刻、運行間隔時間並びに他の営業所及び主な停留所への運行所要時間

(労務管理)

第 13 条 乗務員の労務管理は次の基準による。

- (1) 乗務員の勤務時間は法令の範囲内において作成し、これに従い運転者に乗務させる。また、乗務員の勤務時間および乗務時間は、過労の防止を十分考慮して適正な勤務体制を確立する。
- (2) 乗務員が有効に利用できる休憩及び睡眠又は仮眠に必要な施設を設け、適切に管理すること。
- (3) 運行管理者は輸送の安全に関する規定に基づく処置を適切に講ずることができるよう事業用自動車の運行に関する状況を適切に把握するための体制を整備しなければならない。

(運転基準図及び経路の調査等)

第 14 条 運転基準図の作成及び経路の調査については、次により行なう。

(一般乗合)

- (1) 運転基準図を作成し、営業所に備え必要に応じて運転者に指導する。

(一般乗合及び一般貸切)

- (2) 積極的に路線経路の調査を行ない、常にその状況を把握する。
- (3) 路線状況に適応した車両の考慮を行なう。

(運行の指示)

第 15 条 運行ごとに運行指示書を作成し、かつ、これにより運転者に対し適切な指示を行うとともに、運転者に携行させる。

2. 運行指示書を運行の終了の日から 1 年間保存する。

(早発の禁止及び遅延対策)

第 16 条 路線バスを営業所及び停留所に掲示した発車時刻前に発車させてはならない。

2. 早発の防止及び遅延対策として、必要に応じ無線等で運行状況を把握し、安全運行と定時運行の確保を図る。

(運行記録計の取付)

第 17 条 運輸規則第 26 条に基づき運行の安全を確保するため、乗合バスにあっては起点から終点まで

の距離が 100 キロメートルを超える系統を運行する車両、貸切バス及び貸切バスに流用する車両には運行記録計を取付け、運行記録計により、その運行を記録し、かつ 1 年間保存しなければならない。また、運行記録計により記録することのできない車両を運行の用に供してはならない。

(消火器の備付)

第 18 条 安全を確保するため、車両には消火器を備え付ける。

第 3 章 運行管理者ならびに同補助者の業務

(運行管理者の業務)

第 19 条 運行管理者は、運行の安全を確保するため、次条以下の業務を行なうものとする。

(運転者の採用審査)

第 20 条 運行管理者は、規程第 9 条に定める試験および適否の審査を行なうものとする。

(乗務員台帳)

第 21 条 運行管理者は、次の事項を記載した乗務員台帳を作成し、その基準に従って処理しなければならない。

1. 項目

- (1) 作成番号及び作成年月日
- (2) 事業者の氏名または名称
- (3) 運転者の氏名、生年月日及び住所
- (4) 雇い入れ日の年月日及び運転者に選任された年月日
- (5) 運転免許証の番号及び有効期限
- (6) 運転免許の年月日及び種類
- (7) 運転免許証に条件が付されている場合は、当該条件
- (8) 事故を起した場合又は道路交通法 108 条の 34 の規程による通知を受けた場合はその概要
- (9) 運転者の健康状態
- (10) 旅客自動車運送事業運輸規則第 38 条第二項に基づく指導の実施及び適正診断の受診の状況
- (11) 乗務員台帳の作成前 6 か月以内に撮影した単独、上三分身、無帽、正面、無背景の写真
- (12) 運転者の運転の経歴①事業者の氏名又は名称、②運転者として選任されている期間、③主に乗務する貸切区分

2. 基準

- (1) 乗務員台帳は営業所の乗務員ごとに作成し、その乗務員が所属する営業所に備える。
- (2) 運転者が退職、転任、その他の理由により運転者でなくなった場合は、当該運転者にかかる前項の乗務員台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載しこれを 3 年間保存しなければならない。

(選任運手者以外の運転の禁止)

第 22 条 運行管理者は、旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令の要件を備えていない者及び、運輸規則第 35 条並びに第 36 条の規定に基づき選任した運転者以外の者に事業用自動車を運転させないこと。

(運転者の教育)

第 23 条 運行管理者は、運転者の教育にあたり新規採用運転者に対する基本教育と本採用運転者に再教育を行なうものとする。

(1) 新規採用運転者には次の基本教育を行なう。

- (ア) 旅客自動車運送事業用自動車の運転者として必要な関係法令
- (イ) 就業規則および乗務員服務規律等の社則
- (ウ) 点呼の要領
- (エ) 事業区域内における地理と交通規制
- (オ) 運転者として必要な自動車構造
- (カ) 運転事故防止と非常信号用具の取扱い
- (キ) 事故ならびに車両故障時の対処
- (ク) 運転者乗務記録（日報）の記載要領
- (ケ) 旅客の接遇

(2) 本採用運転者の教育に当っては、年間教育計画をたて次の教育を行なう。

教育内容についてはその都度決める。なお、事故防止についてはあらゆる機会を通じて教育する。

- (ア) 運転技術の向上方策
- (イ) 事故防止対策
- (ウ) 関係官庁からの通達
- (エ) 法令、社則の遵守
- (オ) 社会的教養
- (カ) 適性診断の受診

(乗務前点呼)

第 24 条 運行管理者は、乗務前点呼を行ない運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならない。

(乗務前点呼の要領)

第 25 条 運行管理者は、乗務しようとする運転者に対して次の要領により点呼を実施する。

- (1) 乗務員の出勤を確認する。
- (2) 乗務員にその日の心身状況を説明させる。
- (3) 健康状況を観察して疲労、病気、その他の理由により安全な運転ができないおそれの有無を確認する。
- (4) 酒気帯びの有無を確認する。
- (5) 運転免許証、名札を確認する。

- (6) 安全運行に必要な指示、又は注意を与える。
- (7) 運行表または運行指示書を携行させる。
- (8) 自動車検査証、自賠責保険証、非常信号用具、応急用具等について運転者に有無の報告をさせる。
- (9) 運行前点検結果の確認をする。
- (10) 点呼終了の都度必要な事項について点呼簿に記録する。
- (11) 点呼記録の記録は1年以上保存すること。

(乗務後点呼)

第 26 条 運行管理者は、乗務後点呼を行ない、運行車両の状況、道路及び運行状況について報告を求めなければならない。

なお、当該運転者が他の運転者と交替した場合は、交替した運転者に対して行った運行車両の状況、道路及び運行状況についての通告内容について報告を求めなければならない。

(乗務後点呼の要領)

第 27 条 運行管理者は、乗務後点呼を次の要領により実施する。

- (1) 乗務員の健康状況を確認する。
- (2) 酒気帯びの有無を確認する。
- (3) 車両の異音、異臭、異熱、制動装置および操縦装置ならびに灯火類の異常の有無を報告させる。
- (4) 交通事情、道路状況、その他運行上参考となる事項を報告させる。
- (5) 乗客の状態、苦情、遺失物、その他運行中のできごとを報告させる。
- (6) 運転者乗務日報の記載内容について確認を行ない、不備の点は訂正させ、貸切バス及び用途外使用車の運転者にあつてはチャート紙の提出をさせる。
- (7) 運転者が交替した場合は交替運転者に対して行なった、前号(2)(3)(4)の通告の内容を報告させる。
- (8) 運行表または運行指示書を返還させる。
- (9) 乗務後点呼を行なった旨を点呼簿に記録し、また、前号における必要な事項を点呼簿に記録する。
- (10) 点呼記録の記録は1年以上保存すること。

(酒気帯びの確認)

第 28 条

- (1) 運行管理者は、第 22 条及び 24 条の点呼時に酒気帯びの有無を確認する場合には、目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて行う。
- (2) 運行管理者は、アルコール検知器の故障の有無を定期的に確認し、記録しなければならない。

(運転者の労務管理)

第 29 条 運行管理者は、勤務体制（乗務割当）を確立し、乗務の調整を行ない原則として次の基準により過労乗務を防止する。

(一般乗合および一般貸切)

- (1) 連続乗務は 14 日以内としなければならない。
- (2) 勤務割当、公休割当を作成してあらかじめ勤務および公休に対して運転者に周知させなければならない。
- (3) 前日終業からの休養時間は 8 時間以上とらなければならない。

(一般貸切)

- (6) 一運行あたりの連続運転時間の限度を 3 時間 45 分以内までとし 3 時間 45 分以内又は 3 時間 45 分経過直後に 30 分以上の休憩を確保しなければならない。
- (7) 乗務割当に当っては、次の基準を超えないよう調整しなければならない。
一運行あたりの乗務距離が昼間 450Km 夜間 350Km を超過する場合は予め交換運転者を配置する。
- (8) 運転者が長距離運転、又は夜間運転に従事する場合にあって、疲労などにより安全な運転を継続することができない恐れがある時は予め交代運転者を配置しなければならない。

(乗務禁止)

第 30 条 運行管理者は、次の基準により乗務禁止措置を行ない事故防止をはかる。

- (1) 疾病、疲労、その他の理由により安全運転のできないおそれのある運転者。
- (2) 酒気を帯びた者。
- (3) 選任運転者以外の者。
- (4) 旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令適格者以外の者。

(乗務員の指導監督)

第 31 条 運行管理者は、運行の安全を確保するため、乗務員に対し所定の乗務員服務規律の講習を行ない各員にその趣旨内容を周知徹底させる。

2. 運行管理者は運輸規則第 38 条に定める事項のほか、国土交通大臣が告示で定めるところにより、事故惹起者、初任運転者、高齢運転者に対して、特別な指導を実施し、かつ、国土交通大臣が認定する適性診断を受診させなければならない。
3. 前項に基づき実施した、指導教育の記録は営業所に 3 年間保存しなければならない。

(車掌の乗務)

第 32 条 運行管理者の車掌乗務に関する取扱は次の要領による。

- (1) 運輸規則第 15 条に基づき車両の運行（回送を除く）に当っては車掌を乗務させる。
- (2) 車掌の労務管理については、労働基準法の定めるところによるほか規程第 27 条 (1)(2)(3)(4)(5)(6)(7)に準じて処理する。
- (3) 車掌の指導監督については、第 29 条の規程に準じて行なうほか運輸規則第 51 条に定める車掌の遵守事項について教育と指導を行なう。
- (4) 各車両について車掌の乗務割当を行ない、組み合わせる車掌と運転者の人物、経験を考慮する。
- (5) 車掌の乗務については、常に必要な指示監督を行ない、かつ、その乗務を確認する。

(車両の運用)

第 33 条 運行管理者は、整備管理者の車両運行に関する職務権限を尊重し、車両の適正な運用をはからなければならない。

(運行計画)

第 34 条 運行管理者は、道路状況および交通事情等を考慮して適切な配車と乗務指導を行わなければならない。運行計画の樹立に当っては次の基準によるものとする。

- (1) 指導的運転者による標準乗務を試み、また、経路に調査員を派遣する等により標準運行を調査し検討する。
- (2) 運転者の乗務割当を行なう場合は、運転技術、使用車種、健康状態、乗務の均衡等を考慮して行なう。
- (3) 山間地、積雪地、氷結地等の運行については必要により運転時間を調整する。
- (4) 2 両以上の編成で運行する場合は、編成順序、速度に応じた前車との車間距離、運行の責任者等を定め指示する。
- (5) 主要経過地点の発着時刻、途中における休憩場所および時間等は必要により指示する。
- (6) 道路状況で特に注意を要する場所について指示または注意する。

(早発の禁止)

第 35 条 運行管理者は、運転者に対し営業所または停留所に掲示した運行時刻前に発車させぬよう指導監督しなければならない。

(運行管理者と乗務員の連絡体制)

第 36 条 運行管理者は、運行無線の活用並びに経路の必要地点に連絡所を設け、常に運転者との連絡を保ち運行状況の把握に努めなければならない。

(運行指示書)

第 37 条 運行管理者は次の事項に基づいて運行指示書を作成し、且つ、運転者に対して適切な指示を行うと共に当該運転者に携行させること、又、個の指示書は運行の終了日から 1 年間保存しなければならない。

- (1) 運行の開始及び終了の地点及び日時
- (2) 乗務員の氏名
- (3) 運行の経路並びに主な経由地における発車及び到着の日時
- (4) 旅客が乗車する区間
- (5) 運行に際して注意を要する箇所的位置
- (6) 乗務員の休憩地点及び休息时间（休息时间のある場合に限る）
- (7) 乗務員の運転又は業務の交替の地点（運転又は業務の交替がある場合に限る）
- (8) 睡眠に必要な施設の名称及び位置

- (9) 運送契約の相手方の氏名又は名称
- (10) その他運行の安全を確保するために必要な事項

(乗務記録)

第 38 条 運行管理者は、運転者ごとに乗務記録（運転日報）に必要な事項を記録させなければならない。

- (7) 乗務記録（運転日報）には、運輸規則第 25 条第 1 項の 1～8 号に掲げる事項を運転者に記録させ、終業後、速やかに提出させる。
- (4) 乗務記録の内容を審査し、次の運行計画の資料とすると共に整理保管する。
- (7) 乗務記録（運転日報）は 1 年間保存しなければならない。

(運行記録計の運用、管理、保管)

第 39 条 運行管理者は、規程第 17 条に規定する車両を運行する場合には、運行記録計（タコグラフ）を取付けなければならない。

- (1) 記録紙（チャート）は 1 日用を使用し、点呼の際に運転者に渡し、取付けさせる。
- (2) 貸切バスおよび用途外使用の運転者に当該運行にかかるチャートに年月日、運転者氏名、車両番号等を記入させたものを終業点呼の際に乗務記録（運転日報）と共に提出させる。
- (3) 普通チャートおよび注意チャートの保存期間は 1 年間とする。
- (4) 乗務員は、時計の規正およびねじ巻又はチャートに必要な事項の記入以外、タコグラフチャートに対して修正、加筆等を行ってはならない。

(チャートによる指導)

第 40 条 運行管理者は、チャートについて少なくとも次の事項を調査し、適切な指導をしなければならない。

- (1) 制限速度を超えたもの。
- (2) 著しく運行速度にむらのあるもの。
- (3) 発車、経過地、到着等の時刻に早発、早着または延着、延発のもの。
- (4) 経過地、行先、休憩時間、交替場所等が指示どおりでないもの。
- (5) タコグラフが故障したもの。
- (6) 事故または車両故障のため所定運行の出来なかったもの。
- (7) タコグラフ指針を修正したり、またはチャートに加筆したと認められるもの。
- (8) その他、特に注意を要すると認めたもの。

(遅延対策)

第 41 条 運行管理者は、常に運行状況を把握し、次の基準により遅延措置を講じなければならない。

- (1) 連絡所における発着時刻のチェックで 20 分以上遅延している系統に対しては、状況により代車を配車する。
- (2) 著しく遅延した場合は乗客に対し遅延理由を明らかにするとともに、その概要を掲示等により周知しなければならない。

- (3) 貸切の場合 30 分以上遅延した場合は積極的に調査を進め、すみやかに理由を把握するとともに必要な指示を与える。

(異常気象対策)

第 42 条 運行管理者は、次の基準により異常気象時の対策を講じなければならない。

- (1) 天気図並びに測候所に対する問い合わせ等の方法により降雨、降雪、濃霧、強風、氷結等の異常気象を早期に知り、それに対する必要な対策、指示を乗務員に徹底させる。
- (2) 異常気象により安全運行に支障があると認める場合は、運行の制限を行なう。
- (3) 前号により旅客の利便を阻害するおそれのある場合は、その概要を掲示、放送等により周知をする。

(南海トラフ地震に係る措置)

第 43 条 南海トラフ地震にかかる措置については、別に定める南海トラフ地震防災規定により措置するものとする。

(事故の場合の措置)

第 44 条 運行管理者は、事故発生の場合は次の基準により処理しなければならない。

- (1) 人身事故が発生した場合、運行管理者は次の措置を講ずるものとする。
 - (ア) 死傷者のある時は、すみやかに応急手当等必要な措置をとること。
 - (イ) 死者又は重傷者のあるときは、すみやかに、その旨を家族に通知すること。
 - (ウ) 遺留品を保管すること。
 - (エ) 死傷者を保護すること。
 - (オ) 警察署に連絡をすること。
- (2) 運行管理者は、事故により運行を中止した時は、当該自動車に乗車している旅客のために、次の措置を講ずる。
 - (ア) 旅客の運送を継続すること。
 - (イ) 旅客を出発地まで送還すること。
 - (ウ) 旅客を保護すること。
- (3) 運行管理者は事故発生の場合、きわめて軽微なものを除き現地の確認を行ない、相手の意見等を聴取する他、現地の写真等撮影し原因究明の資料とする。
- (4) 事故発生の都度内容を検討し、重大事故に該当する場合は、その概要を非常連絡表に基づき 24 時間以内に陸運支局長に速報しなければならない。

(事故の解決)

第 45 条 運行管理者は、事故により死傷または損害を生じた場合は、積極的にその解決に努めなければならない。

(事故の記録)

第 46 条 運行管理者は、事故記録書により次の事項を記録し、3 年間保管するとともに、再発防止のた

め効果的な対策を研究してこれを運行管理面に反映しなければならない。

- (1) 乗務員の氏名
- (2) 自動車登録番号その他の当該車両を識別できる表示
- (3) 事故の発生日時
- (4) 事故の発生場所
- (5) 事故の当事者（乗務員を除く）の氏名
- (6) 事故の概要（損害の程度を含む）
- (7) 事故の原因
- (8) 再発防止対策

（事故再発防止の処置）

第 47 条（運行管理者が自動車事故報告規則第 5 条の規定に定められた事故防止策に基づき、事業用自動車の運行の安全の確保について従業員に対する指導及び監督をおこなわなければならない）

（非常信号用具の備付）

第 48 条 運行管理者は、各車ごとに赤色旗および合図灯などの非常用信号用具を備え付け、かつ、その確認をしなければならない。

（苦情処理）

第 49 条 運輸規則第 3 条により旅客に対する取扱その他 運行に関して苦情を申し出たものに対しては、遅滞なく弁明しなければならない。ただし、氏名および住所を明らかにしない者に対しては、この限りではない。

（運送の引受および継続の拒絶、危険物等の運送制限）

第 50 条 運輸規則第 13 条、第 14 条による制限について充分徹底を図り運行の安全確保に努めなければならない。

（車内掲示事項）

第 51 条 運行管理者は、次に掲げる車内掲示事項について常に表示状況を把握し、旅客の見やすいように掲示しなければならない。

- (1) 事業者の氏名
- (2) 乗務員の氏名
- (3) 自動車の登録番号
- (4) 運輸規則第 52 条の規定による旅客の物品持込制限に関する事項
- (5) 運輸規則第 53 条の規定による旅客の禁止行為に関する事項
- (6) 非常口の位置およびその開放方法
- (7) 車内消毒済みの表示

(消毒等の実施)

第 52 条 運行管理者は、車両を常に清潔に保持するよう指導監督に努めるほか、毎月 1 回車内消毒を実施し、その旨を車内に表示しなければならない。

(運行管理補助者の業務)

第 53 条 運行管理補助者の業務は、原則として次のとおりとする。

ただし、運行管理者の指示があった場合ならびに不在の場合は、その業務の一部または全部を代行する。

- (1) 乗務割当表の作成に関すること。
- (2) 運転者乗務日報の内容検討に関すること。
- (3) 運転者の指導監督に関すること。
- (4) 運転基準図に関すること。
- (5) 運行の指示に関すること。
- (6) 運転車両の備付品および携帯品に関すること。
- (7) 自動車の車内掲示に関すること。
- (8) 事故記録の作成に関すること。
- (9) 事故の処理に関すること。
- (10) 重大事故の検討と重大事故報告書の作成に関すること。
- (11) 車両消毒に関すること。
- (12) 点呼に関すること。
- (13) 運行管理関係帳票類の記載と整理に関すること。運転者台帳、勤務記録、点呼簿、運転者乗務日報、運行記録計による記録、事故記録書、事故報告書、事故統計

制定 平成 11 年 11 月 01 日

一部改正 平成 17 年 01 月 15 日

一部改訂 平成 28 年 08 月 08 日